

2026年8月18日

各位

会社名 クオインタムソリューションズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大澤 梅嘉
(コード番号: 2338 東証スタンダード)
問合せ先 管理部 寺田キャサリン
T E L 03-4579-4059 (代表)

(訂正) 「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権並びに第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2026年8月7日付で公表した「第三者割当による新株式及び第16回新株予約権並びに第17回新株予約権、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

- 2 頁目 <第6回新株予約権付社債の発行の概要>
12 頁目 (第13回新株予約権の取得及び消却について)
24 頁目 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
35 頁目 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項 (第三者委員会の意見の概要)
別紙3 クオインタムソリューションズ株式会社 第17回新株予約権発行要項

2. 訂正内容

訂正内容は以下のとおりです。なお、訂正箇所は下線を付しております。

(訂正前)

<第6回新株予約権付社債の発行の概要>

(1)	社債の名称	クオインタムソリューションズ株式会社 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2)	払込期日	2026年8月24日
(3)	新株予約権の個数	129,200 個
(4)	社債及び新株予約権の発行価額	社債: 総額 2,067,200,000 円 (各本社債の金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権: 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5)	当該発行による潜在株式数	17,820,690 株 上記潜在株式数は、転換価額である 116 円で転換された場合における最大交付株式数です。第6回新株予約権付社債には価格修正条項は付されております。 上限転換価額 128 円で転換された場合の潜在株式数は 16,150,000 株、下限転換価額 64 円で転換された場合の潜在株式数は 32,300,000 株となります。

(後略)

(訂正後)

<第6回新株予約権付社債の発行の概要>

(1)	社債の名称	クオインタムソリューションズ株式会社 第6回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2)	払込期日	2026年8月24日

(3)	新株予約権の個数	40 個
(4)	社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額 2,067,200,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(5)	当該発行による潜在株式数	17,820,689 株 上記潜在株式数は、転換価額である 116 円で転換された場合における最大交付株式数です。第 6 回新株予約権付社債には価格修正条項は付されております。 上限転換価額 128 円で転換された場合の潜在株式数は 16,150,000 株、下限転換価額 64 円で転換された場合の潜在株式数は 32,300,000 株となります。

(後略)

(第13回新株予約権の取得及び消却について)

(訂正前)

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後直ちにその全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年8月24日
消却予定日	2026年8月24日
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権 1 個あたり 53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

(後略)

(訂正後)

当社は、本第三者割当に伴うリファイナンスの一環として、2026年8月24日付で、第13回新株予約権の全部を取得し、取得後、所定の手続きを経た上で、その全部を消却する予定です。

第13回新株予約権の取得及び消却は、本第三者割当増資に併せて既存の資金調達手段を整理し、資本政策の簡素化及び既存証券のリファイナンスを図ることを目的として実施するものです。第13回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

項目	内容
取得・消却対象	第13回新株予約権
取得予定日	2026年8月24日
消却予定日	2026年8月25日
取得予定数	第13回新株予約権の残存する全数（108,900個）
取得価額	第13回新株予約権 1 個あたり 53円（取得総額5,771,700円）
消却予定数	取得した第13回新株予約権の全数（108,900個）
消却方法	当社が取得した第13回新株予約権を会社法第276条の規定に基づき消却する予定です。

(後略)

(訂正前)

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率であります。

(後略)

(訂正後)

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、並びに、第16回及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,689株の合計36,080,689株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して、合計73.26%（議決権ベース73.44%）の希薄化率であります。

(後略)

(訂正前)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(中略)

(第三者委員会の意見の概要)

(中略)

(4) 本件第三者割当に係る募集条件及び募集規模の相当性

(中略)

次に、新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、第16回新株予約権及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交付される株式数は、それぞれ14,214,000株及び17,820,690株の合計36,080,690株となり、2026年2月28日現在の発行済株式総数49,248,593株（議決権数491,270個）に対して約73.26%（議決権ベースで73.44%）に相当するため（なお、第6回新株予約権付社債の転換価額が下方に修正・調整された場合には、より希薄化率が増加する。）、相当の株式の希薄化が生じることとなることが見込まれる。

しかしながら、本件第三者割当は、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考え得るものである上、貴社は、その企業価値の向上に資するために必要となる資金の額を超えて資金を調達することを試みておらず、本件第三者割当による発行数量（及び希薄化）の規模は、その企業価値の向上に資するものである。

したがって、本件第三者割当による本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の発行の条件については、相当性が認められるといえる。

(後略)

(訂正後)

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(中略)

(第三者委員会の意見の概要)

(中略)

(4) 本件第三者割当に係る募集条件及び募集規模の相当性

(中略)

次に、新株式の発行により増加する株式数4,046,000株、第16回新株予約権及び第17回新株予約権が全て行使されたことによる交付される株式数及び第6回新株予約権付社債が全て転換した場合に交

付される株式数は、それぞれ 14,214,000 株及び 17,820,689 株の合計 36,080,689 株となり、2026 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 49,248,593 株（議決権数 491,270 個）に対して約 73.26%（議決権ベースで 73.44%）に相当するため（なお、第 6 回新株予約権付社債の転換価額が下方に修正・調整された場合には、より希薄化率が増加する。）、相当の株式の希薄化が生じることとなるが見込まれる。

しかしながら、本件第三者割当は、貴社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考え得るものである上、貴社は、その企業価値の向上に資するために必要となる資金の額を超えて資金を調達することを試みておらず、本件第三者割当による発行数量（及び希薄化）の規模は、その企業価値の向上に資するものである。

したがって、本件第三者割当による本件新株予約権及び本件新株予約権付社債の発行の条件については、相当性が認められるといえる。

（後略）

（訂正前）

別紙 3

クオンタムソリューションズ株式会社
第 17 回新株予約権発行要項

（中略）

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第 16 回新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（後略）

（訂正後）

別紙 3

クオンタムソリューションズ株式会社
第 17 回新株予約権発行要項

（中略）

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第 13 回新株予約権を除き、以下、「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（後略）

以 上